

○北上市中小企業県制度融資利子補給要綱

平成24年3月9日

告示甲第7号

(趣旨)

第1 この告示は、岩手県が実施する制度融資（岩手県が実施する中小企業に対する制度融資のうち、普通小口資金（以下「普通小口資金」という。）、小規模小口資金（以下「小規模小口資金」という。）、創業資金（以下「創業資金」という。）、商工観光振興資金（以下「商工観光資金」という。）又は新型コロナウイルス感染症対策資金（以下「コロナ対策資金」という。）をいう。以下同じ。）の貸付けを受けた市内の中小企業者に対し、毎年度予算の範囲内で市が利子の補給を行い、中小企業の振興育成に資することを目的とする。

（令2告示甲25・令7告示甲7・一部改正）

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める会社及び個人

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号並びに中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項及び第2項に定める業種を主たる事業とする会社及び個人

ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第5号に定める業種を主たる事業とする法人

エ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人

オ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に定める事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合

カ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に定める商店街振興組合

キ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に定める生活衛生同業組合

(2) 取扱金融機関 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 株式会社岩手銀行の市内にある支店

- イ 株式会社北日本銀行の市内にある支店
- ウ 株式会社東北銀行の市内にある支店
- エ 株式会社七十七銀行の市内にある支店
- オ 北上信用金庫の本店及び市内にある支店

(3) 運転資金 商品仕入、材料購入、支払手形決済等の資金をいう。

(4) 設備資金 機械器具等の購入資金並びに工場、店舗等の新築及び増改築資金をいう。

(平25告示甲40・平28告示甲1・一部改正)

(利子補給率等)

第3 普通小口資金、創業資金、商工観光資金又はコロナ対策資金に係る利子補給率は年1.0パーセント以内とし、小規模小口資金に係る利子補給率は年1.5パーセント以内とする。

2 利子補給の期間は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金、商工観光資金及びコロナ対策資金の貸付期間とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる利子補給を行わない。

(1) 貸付期間を延長した場合 延長期間の利子補給

(2) 債務履行を遅延した場合 遅延分の利子補給

3 中小企業者が複数の資金を併用する場合又は北上市中小企業融資要綱（平成7年北上市告示第23号）に定める資金を併用する場合において、利子補給の対象とする貸付額の限は、併せて2,500万円とする。ただし、コロナ対策資金については、当該限度に含めないものとする。

(令2告示甲25・一部改正)

(利子補給の対象者)

第4 利子補給の対象者は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金、商工観光資金又はコロナ対策資金の貸付けを受けた中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する個人又は本店を有する法人。ただし、創業資金の場合は、県内に住所を有する個人又は本店を有する法人

(2) 市内に事業所若しくは店舗又は工場を有し、1年以上同一事業を営んでいる者。ただし、創業資金については、申請時においてこれから事業を開業しようとする者であって、かつ、その事業を遂行できる見通しがあると認められる者とする

る。

(3) 納期の到来した市税を完納している者

(4) 岩手県信用保証協会の保証実施要綱で規定する保証対象業種を営む者

(5) 取扱金融機関から融資を受けた者

(6) 創業資金については、貸付金額1,000万円以内の融資を受けた者

(7) 商工観光資金については、貸付期間が設備資金10年以内又は運転資金7年以内で、据置期間1年以内及び貸付金額2,500万円以内の融資を受けた者

2 前項第2号ただし書に該当する者のうち、許認可が必要となる業種を営むものについては、当該許認可を受けている者又は当該許認可を受けることが確実であると認められる者に限るものとする。

3 第1項の対象者は、利子補給金の交付及び受領の手続に関する権限を取扱金融機関に委任するものとする。

(令2告示甲25・一部改正)

(利子補給契約)

第5 利子補給については、市と取扱金融機関との間に締結する契約書によって行うものとする。

(利子補給の承認申請及び承諾)

第6 取扱金融機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、あらかじめ北上市中小企業県制度融資利子補給承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給を適当と認めたときは、北上市中小企業県制度融資利子補給承諾通知書(様式第2号)により利子補給することを承諾するものとする。

(利子補給金の交付)

第7 取扱金融機関は、北上市中小企業県制度融資利子補給金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類を受理したときは、30日以内に利子補給金を支払うものとする。

(令2告示甲25・一部改正)

(利子補給金の打切り等)

第8 市長は、利子補給に係る資金の融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当

したときは、その者に係る金融機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。

(1) 資金を目的外に使用したとき。

(2) 市内で事業を営まなくなったとき。

(3) 融資の要件が、岩手県が実施する制度融資の当該年度に係る当該要綱に定める貸付期間又は据置期間に適合しなくなったとき。

(4) 代位弁済があったとき。

2 利子補給金を打ち切る日は、前項各号に掲げる事由が発生した日とする。ただし、同項第4号に該当した場合は、最終返済日とする。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当したときは、金融機関に対し、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(令2告示甲25・令7告示甲7・一部改正)

(報告の徴収等)

第9 金融機関は、第1の利子補給に係る融資に関し市長から報告を求められた場合又は市職員をして当該融資に関する帳簿、書類等調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令7告示甲7・一部改正)

改正文(平成25年告示甲第40号)抄

平成25年4月1日から施行する。

改正文(平成28年告示甲第1号)抄

平成27年10月1日から適用する。

改正文(令和7年告示甲第7号)抄

令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6関係)

年 月 日

北上市長 様

所在地
金融機関名
代表者氏名

北上市中小企業県制度融資利子補給承認申請書

利子補給金の交付を受けたいので、北上市中小企業県制度融資利子補給要綱により、別紙明細書を添えて、次のとおり利子補給金の承認を申請します。

金 円

内訳

[illegible]

様式第 2 号(第 6 関係)

年 月 日

金融機関名
代表者氏名 様

北上市長



北上市中小企業県制度融資利子補給承諾通知書

年 月 日付けで承認申請のあった北上市中小企業県制度融資利子補給について、
円を利子補給することを承諾します。

様式第3号(第7 関係)

年 月 日

北上市長 様

所在地
金融機関名
代表者氏名

北上市中小企業県制度融資利子補給金請求書

年 月 日付け第 号で承諾決定の通知があった利子補給金について、次のとおり請求します。

金 円

内訳

[illegible]

様式第 1 号（第 6 関係）

（令 2 告示甲 25・令 4 告示甲 158・一部改正）

様式第 2 号（第 6 関係）

様式第 3 号（第 7 関係）

（令 2 告示甲 25・令 4 告示甲 158・一部改正）